

「同和対策審議会答申（同対審答申）」 研究のための覚書(1)

藤田 成俊

I. はじめに

1965年、時の内閣総理大臣佐藤栄作に、その諮問機関である同和対策審議会より、一つの答申が出された。同和対策審議会答申（以下、同対審答申または「答申」と略す）である。「答申」は、それまで部落差別について「存在しない」か「なくなりつつある」として、行政施策を行なってこなかった国が、はじめて部落と部落差別の問題が現に存在することを認め、かつ、それを解決する責務が国にあり、国が行政施策をもって問題の解決に取り組むことを明記した画期的な文書であった。この「答申」に基づいて、1969年、同和対策事業特別措置法が制定され、種々の同和対策事業が行なわれていく。それは、当時の部落解放運動の血の滲むような闘いの成果であり、それも大きな歴史的成果として高く評価されてきた¹⁾。

しかしながら、この歴史的成果について、その役割や意義の大きさに比してあまりに研究が行なわれてこなかった。たとえば、蔵書67万冊を誇る広島県立図書館においても、「同和対策審議会」のキーワードでヒットする蔵書はわずか3冊である。²⁾そのうち、この語自体がタイトルとして使用されている図書は、内閣府発行の「同和対策審議会答申」わずか1冊のみである。「同対審答申」で検索してもやはり冊数3冊³⁾で、「答申」そのものをテーマにした本といえば、100頁にも満たない人権ブックレット『「同対審」答申の意義と今日』（大賀正行著、部落解放・人権研究所、1988年）1冊だけである。このような研究状況にあるため、ごく基本的な事実を文献で確認するだけでも、容易なことではない。たとえば、「答申」の各パートの執筆をだれが担ったかなど、基礎的な知識一つ得るだけでも、大変な作業を要する状態である。

では、この「答申」は、それほどに研究に値しないテーマなのだろうか。否である。この「答申」は、「近代」のあり様、「権力」の構造や機能、「戦後国家」の輪郭、「部落解放運動」の姿などあらゆるものを集約した、戦後運動史研究の最重要テキストの一つである。

また、この「答申」を読むと、国の部落問題解決の論理（プロセス）と部落解放運動がめざす「解放」には大きな隔たりがあり、その随所に、被差別部落民を国に取り込む経済的包摂、すなわち、国家統合の思惑を見て取ることができる。「答申」の研究は、解放運動の歴史研究や、今後の解放運動の戦略理論の構築の上で必須の

こととなっている。

本稿は、このような同対審答申の研究へ向かう端緒としての覚書としてある。本稿および後に続く研究における基本的なスタンスは、以下のようなものである。

- ①「答申」の分析である以上、その批判的な読解を施していく。
- ②「答申」が出されるまでの解放運動の闇いの評価については、分析の対象から外す。
- ③浅薄な解放運動批判や毒まんじゅう論とは一線を画す。

II. 「答申」の問題点

「答申」が含む問題点については、これまでにもいくつか指摘があった。浅薄な「毒まんじゅう論」などは、もとより論じるに値しない。しかし、その他の批判においても、「答申」が法制定まで至っていない、中身の突っ込みが足りないなど、「答申」の限界を指摘する以上を出るものではなく、研究としての批判には至っていない⁴⁾。「答申」はたしかに、基本的なレベルから深層のレベルまで、少なからぬ問題を含んでいる。以下、それを見ていくこととする。

1. 調査データについて

基本レベルとしてまず、「答申」の主張を基礎づける同和地区的調査が不十分だったという問題が指摘される。「答申」によれば、各都道府県の協力のもとに基礎調査と実態調査を行なわれた。その基礎調査では、同和地区数4,160地区、世帯数407,279世帯、同和地区人口1,113,043人であったと報告されている(表1)。これはまだ不十分な数ではあるが、それでも当時で精一杯の努力の上ではじき出された概数とされた。しかし、問題はその後である。この基礎調査の後に、「適切な施策の樹立に資する」ために「精密調査」が行なわれ、その報告が出されている。この精密調査は、1962年と63年の2年にわたるもので、1年目に5地区、2年目に11地区が調査され、延べ15府県、合計16地区に及んだとされている。前述の通り、全国で4,160の同和地区が把握されている。そのうちのわずか16地区の調査をもって、「精密」とされている。基礎調査において1,059地区が確認された中国地方では、わずか2県2地区の調査しか行なわれていない。これでどうして「精密」調査といえるだろうか。

「精密調査」における地区選定の理由については、「地区を都市地区と農村的地区とに分け、(中略)1県1地区の原則や対象地区が地区の多い関西地方に偏することなく、中部地方や関東地方にもおよぶように配置されたが、なお現実の問題として、現地調査が円滑に進められるよう審議会委員並びに調査専門委員会に、何らかのつながりがあって、調査に対する協力のえられることも、条件の一つとされた」(同和対策審議会、1965:109)とされている。最後の部分にあるように、要するに、委員と繋がりがあって調査のやり易いところで行なったということである。実際、調査報告のどこを読んでも、精密調査の地区数が、同和地区の総数に対して十分に信憑性が得られるのかどうかについて、統計的な議論はどこにも行なわれていない。選ばれたサンプルが、たがいにまったく異なる地区であると仮定して調査

するとすれば、通常、統計学で求められるサンプル数からいえば、2,000地区は必要となるはずである。

2. 同和地区の類型化について

「答申」には、調査した対象地区的類型が掲げられている(表2)。この表を一瞥すれば、その同和地区の類型化がいかに不十分なものであるかが分かる。たとえば、大都市の地区を2地区選び、それぞれ「単一型」と「混住型」の地区としている。それは一見、客観的で公平な選定であるように見えるが、この2地区とは大阪と京都の同和地区であり、報告で述べられている「関西地方に偏することなく」とはなっていない。もとより、選定数も決定的に不十分である。さらに、中小都市では4地区が選定されているが、上の「単一型」「混住型」の区分でいえば、「単一型」3地区、「混住型」1地区、と、バランスを失している。また、最後に「農漁村型」という類型があるが、サンプルはわずか1地区であり、しかもそこは、調査委員の一人、山本政夫の出身地であった。もし山本が調査員でなかったり、彼の出身地が違っていれば、「農漁村型」は、精密調査の中に入らなかつたとさえ疑いたくなる。それほどに、精密調査における「農漁村型」の設定は、取つてつけたようなものでしかなく、一覧から浮いている。

さらに、先の「都市型」「農村型」の類型についても、基礎調査の4,160地区のすべてを分類した資料の提示がないので、「都市的地区」「混住型」「伝統産業型」が全体のうちいくつあって、その基礎数をもとにそれぞれの地区をいくつピックアップして調べた、というかたちになつてない。すなわち、先に類型を決めておいて、調査した16地区を後から類型に当て嵌めた。その結果、サンプル数も不十分であり、データ収集の方法においても、意味不明な「精密調査」のデータが取つてつけられることとなつた。こう解釈すれば、筋が通る。このように、精密調査のサンプルが不十分であり、その選定根拠も、調査しやすい所ですませるという、なんら科学的根拠のない調査データが基礎となって「答申」が作られた。これは、「答申」に関する基礎的な事実として明記されるべきである。

表1. 全国の同和地区数・世帯数・地区人口

	同和地区数	世帯数	同和地区人口
全 国	4,160	407,279	1,113,043
北 海 道	—	—	—
東 北	2	57	265
関 東	648	59,517	104,403
北 陸	39	3,630	52,213
中 部	363	52,213	58,439
近 織	979	150,069	498,061
中 国	1,059	57,764	162,786
四 国	553	31,036	134,079
九 州	521	52,993	147,989

[同和対策審議会答申, 1965: 8より抜粋]

表2. 精密調査の選定地区

都市農村別	地区名	世帯数	地区類型
都市的地区	A地区	303	単一型・単純労働型
	B地区	6,742	混住型・伝統産業・被戦災型
	C地区	669	単一型・伝統産業型
	D地区	303	混住型・単純労働型
	E地区	126	単一型・伝統産業型・兼業農家型
	F地区	322	単一型・
農村的地区	G地区	288	単一型・専業農家型・果樹園芸型
	H地区	124	単一型・専業農家型・果樹園芸型
	I地区	114	単一型・兼業農家型・単純労働型
	J地区	351	単一型・兼業農家型・単純労働型
	K地区	345	単一型・兼業農家型・単純労働型
	L地区	33	単一型・単純労働型(廃品回収)
	M地区	81	単一型・専業農家型
	N地区	229	単一型・専業農家型
	O地区	176	単一型・専業農家型
	P地区	223	単一型・近代漁業型(養殖業)

[同和対策審議会答申：111より抜粋] 地区のアルファベットは藤田

3. 歴史認識について

「答申」は、「前文」「第一部 同和問題の認識」「第二部 同和対策の経過」「第三部 同和対策の具体案」「結語」という構成をとっている。このうち「前文」は、審議会委員メンバーの一人、磯村英一が書き、「第一部 同和問題の認識」の「1 同和問題の本質」は、磯村と北原泰作が書いたとされている⁵⁾。

榊 答申の前文部分はだれが執筆したのですか。

北原 前文部分は、磯村英一委員が執筆したものだと思います。「時あたかも政府は社会開発の基本方針を打ち出し高度経済成長に伴う・・・新しく施策が醉審されようとする・・・」うんぬんという文章ですね。(北原・榊, 1975 : 116)

榊 答申の歴史篇は、よくまとまっています。この部分の執筆はおもに北原さんでしょう？

北原 ええそうです。(北原・榊, 1975 : 123)

引用のうち、榊利夫が述べている歴史篇とは、「第一部の1 同和問題の本質」の項のことである。そこで「同和問題の本質」は、次のように規定されている。

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権

を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

同和地区は、中世ないしは近世において封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の贱しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装にいたるまで社会生活のあらゆる面で厳しい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。

以下、明治維新の大政官布告が形式的な解放令に終わったため、それは差別の解消にはならなかった、大正時代に米騒動を契機とした自主的な解放運動が興ったものの、同和地区住民は、それでも貧困状態から抜け出すことはできず、今日(1965年)に至っており、現在の経済構造においても、地区住民は最低辺を形成したままであるとまとめられている。そして歴史篇が、次のように締めくくられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく、生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

見られるように、封建時代の遺物が同和地区にだけ残存し、そこだけ時代から取り残されていると、「答申」は、封建遺制論で貫かれている。封建遺制論は、今日ではもはや通用しなくなっている。それは周知の事実である。封建時代の風景が消滅して遠く21世紀においてもなお、結婚差別をはじめとするさまざまな差別事件が後を絶たない。その事実は、封建遺制論の誤りを十二分に証明している。当時、その立場が国寄りだったため、自民党のブレーンとして調査員に名を連ねた山本政夫も、封建遺制の無理は認めていた。しかし、その「利用価値」は認めていた(山本, 1970: 175)。「封建遺制」は、当時のキーワードとして盛んに用いられたが、今日では通用しない。ともあれ「答申」が、この封建遺制論を下敷きに書かれたものだということも、「答申」解説の基礎知識として押さえておかなければならない。

封建遺制論の批判は、今や時間と労力をかけて行なうほどの仕事ではないが、ただし、封建遺制論の前提となっている、連続的な歴史観については、ひとこと言及を要する。歴史教科書や差別問題関係の書物において、江戸時代に形成された身分

制度が明治以後も残り、古い価値観をもった人が差別をしている、などという説明がよく見かけられる。しかしこのように、歴史を連續的な過程と捉える単純な見方は、問題である。差別といえば、中世、近世、近代の差別は、それぞれまったく異なるものである。今日の差別は、明治以後の「近代国家」によって作られた新しい差別としてある。歴史的連続という認識を切斷しなければならない。このような考えに立って理論を構築しなければ、今日私たちが直面している差別をどのように解消すべきかという、生産的な理論の構築は叶わない。このような対抗的な歴史分析の視座については、別稿で詳しく展開したい。ここでは、「同和問題の本質」が、封建遺制論で貫かれているという、「答申」の問題点を確認するに止めたい。

4. 民族問題の「欠落」について

同和問題の本質の認識には、その他にも問題が孕まれている。それは、在日韓国・朝鮮人の問題が完全に欠落している点である。「答申」では、

ただ世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならぬのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別を受ける少数集団の問題である。

と書かれている。しかし、そもそも同対審答申という成果を勝ち得り、行政闘争をもって国策樹立への道を歩んだ過程のきっかけとなったのは、1951年のオールロマンス事件である。京都市の職員が雑誌『オールロマンス』10月号に、「特殊部落」という題名の小説を発表し、実在する京都市の被差別部落を舞台に、劣悪な生活実態・環境を誇大に描写し、魔境のような世界を描いた。それが、部落の人々に対する差別観念を助長するものであるとして糾弾され、また、そのような劣悪な生活実態を放置した行政の責任も重大であるとして、行政も糾弾された。これがオールロマンス事件であるが、じつは、この小説の主人公は、朝鮮人の父と日本人の母を持つ在日二世であり、小説に被差別部落民は出ていない。ただし、そこに住む住民を「部落者」とし、そこを出れば「部落者」でなくなるという設定はある。小説は、「特殊部落」に住む朝鮮人二世を「部落者」として描くという、差別意識に満ちたものではあった。それは、今日読んでも酷いものであるが、当時の糾弾を通して、行政の意識や環境放置の実態、職員の意識の低さなど、さまざまな問題が浮き彫りになった。この事件とそれに対する激しい行政闘争の結果、審議会の設置という成果が上げられていく。しかしその過程で、被差別部落の環境問題は取り上げられたが、小説の主人公となった在日韓国・朝鮮人の問題はなおざりにされていく。そして、「答申」においては「日本」の部落問題だけが限定され、線引きされていく。事件の経緯からすれば、本来、部落解放運動は、在日韓国・朝鮮人と連帯を図り、広義の同和対策審議会を設置し、審議会には在日韓国・朝鮮人も入ってしかるべきであった。しかし現実は、上のような文章が記され、部落問題と在日韓国朝鮮人の問題の一体的な解決をめざす施策には至らなかった。

オールロマンス事件—国策樹立運動—同対審答申。この3つはワンセットになり、戦後の部落解放運動の主潮として語られている。しかし「答申」では、在日韓国・朝鮮人問題が欠落している。こうしてみると、「答申」は、民族差別の温存を図る国と妥協した、少なくとも排除的なナショナリズムに立脚したものといわれても仕方ないだろう。「答申」は、「国の責任」と部落問題解決の「責務」を明確にした点で画期的なものである。しかし、在日韓国・朝鮮人の問題を含めると、政府は、彼ら彼女らに関わるさまざまな問題に取り組まなければならぬことになる。その結果、政府と意を通じる「答申」は、「部落差別」へ限定されることになる。このような妥協なくして、国の責任を明確にする「答申」がこの世に出ることはなかった。現在、部落問題の資料などが編纂・出版される際にも、在日韓国・朝鮮人の問題は、なんの疑問もなく、その「欠落過程」への言及を欠落させ、「公式の」歴史が当然のことのように叙述されている⁶⁾。オールロマンス事件の詳細を知らない人にとっては、「国の責任を認めさせた」という事実だけが残っていく。これは危険なことであり、都合のいい「歴史」の捏造となりかねない。このような「答申」に隠された事実を明かすこと、「答申」研究の要点である。

5. 経済の認識について

次に、「答申」にみる経済認識の問題である。「答申」は次のようにいう。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国みなみの発達した近代的大企業があり、他方には後進国みなみの遅れた中小企業や零細經營の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

ここで述べられているのは、今日いう「格差社会」のことであり、経済の二重構造というのは間違いである。経済の二重構造とは、政府が掌握する表の実体経済とは別に、アンダーグラントな裏経済ネットワークができるような場合に用いられる語である。それは、政府の経済統制を逸脱した経済活動のことという。たとえば、戦後日本の闇市や、崩壊直前のソビエトの計画経済とは別に物々交換のネットワークができ、政府掌握の物流ネットワークにモノやカネが流れていなくなってしまった場合をいう。また、上に書かれたような経済状態は、現代日本にさえ見られる、また世界共通に見られる現象であり、日本の「構造特質」でもなんでない。しかし「答申」では、このような「経済構造の特質」がそのまま社会構造に反映しているとし、日本は、一方では近代的な市民社会になったが、他方では、前近代的な身分社会の性格を持っているとしている。その結果、すべての企業が近代的大企業になるほどに経済が発展すれば、社会から身分制的な性格はなくなるという結論へ至っていく。いたる所に近代の大企業だけが屹立する経済社会など、SFか漫画の世界の話である。しかも部落地名総監事件では、まさにその大企業が差別の主役となつた。近代的な市民社会においても差別が現存する。近代的な大企業といえばも、否、その大企業がしばしば差別事件を起こす。これくらいのことは、当時としても

分かりそうなものだったと思われる。

この箇所を執筆したとされる北原泰作は、「答申」について次のように語っている。

榊 審議会の「答申」が出されたのは、一九六五年 八月でしたね。

北原 そうです。八月十日、私たち委員の任期が切れる前日、ぎりぎりに提出したのです。あの「答申」が出されたとき、部落問題研究所の人たちは、「答申」の中に「資本主義」という文字が一字も使われていない、といつて批判しました。これは当たっています。しかし、私が出した私案の中には、「日本資本主義の経済構造」を分析した箇所があった。けれども、しょせん、審議会の答申など妥協の産物です。(北原・榊, 1975: 116)

「答申」などはしょせん妥協の産物にすぎない。北原のいささかシニカルなこの発言は、理解もできる。しかし同時に、「答申」は、「同和問題の本質」についての執筆者が、このように語る程度の産物であったということである。あるいは、この程度の人が執筆したものだったということとも、しっかり認識しておく必要がある。

「答申」は、基礎データの扱い、本質認識の部分だけでも、これだけの問題を含んでいる。浅薄な毒まんじゅう論で「答申」の無視を決め込むのも、行政闘争の輝かしい成果として「答申」をもっぱら賞賛するのも、どちらも正しい態度とはいえない。このことを、しっかり確認しておきたい。

6. 教育の問題について

「答申」が書かれた当時、部落問題において大きな比重を占めていたのが、教育の問題である。教育の問題には、同和教育そのものが立ち遅れていたという問題と、地区の子どもたちの学校の出席率や進学率、学力差など、地区的教育に関わる問題があった。山本も、「同対審で最も議論の多かったのは、この教育の問題であった」と述べている(山本, 1970: 162)。したがって、「答申」の教育の部分は、おそらく内容の濃い記述が行なわれ、貴重なデータも掲載されており、今日においても貴重な資料となるものだろうと期待させる。ところが、そのような期待を込めて「答申」の資料や同和対策審議会教育部会の報告を読むと、失望することになる。「答申」の教育の部分の基となる教育部会報告で書かれているのは、教育の問題は深刻な問題であるから、「同和教育ができる指導者を増やし、地区住民が進学しやすくなるよう、奨学金制度と予算を設け、各所に隣保館を設置しましょう」と書かれているだけである。頁数にして17頁である。作業部会をわざわざ設け、部会報告として出されてこの程度である。同和教育の方向性を決める施策のおおもとの報告としてある。問題は量ではなく中身だという話なら、内容を吟味して論を進めなければならない。しかし、その中身も酷いものである。たとえば、同和教育の遅れが指摘された部分では、当時の同和教育がどのように進行なわれ、どのような知識が学校を通じて広まり、それがどう問題なのかについては、まったく言及されていない。そこでは、当時の文部省が明確な方針を持っていないのが「問題」だとされている程度で、「問題」「問題」と言いながら、その中身は不明である。

「答申」は、地区住民の進学率や出席率の低さ、学力格差の是正を謳っている。しかし、それらの原因については、「家庭の経済的な事情、経済格差も原因である」としているくらいで、詳しい分析は行なわれていない。掲げられた数字にしても、地区と地区外が比較されるだけで、比較の根拠となる統計的処理も行なわれず、同和地区の方が低いという結果だけがしめされている。そもそも、これらの数字は、先に述べた通り、16地区的サンプルに依っただけのものである。要するに、教育の問題はあり、なんとかしなければならないという意識はあるが、データも不十分で、なにをどうしたらいいかは分からない結論となっている。同対審でもっとも議論が多かったのが教育の問題であったというなら、いったいなにが議論されたのだろうか。想像できるとしたら、いろいろ議論を重ねたが、「答申」として提出するには「国ができる施策」、すなわち事業化できるものでなければならず、それにふさわしい形に縮約して文章にしよう、ということだったのだろうか。磯村も、著書の中で次のように述べている。

ところが政府はこれをどういうふうに扱ったかというと、同和問題は事業の問題に限るべきである。しかも、特別の措置であるとして、後退させたわけです。表面的には、国会の提案となっていますが、内容は、政府との折衝でだんだん変ったんです。ですからその点で「同和問題」の対策が限定されてしまったわけです。

いま考えてみると、「同対法」というのは、「同和対策」の政府の責任の第一段階を法律で規定しただけで、基本となる教育や産業などの施策は抜けているわけです。(磯村, 1982: 126)

教員を増やし、奨学金予算をつけ、隣保館という箱を作る。事業化できる部分だけが文書化された。逆にいえば、事業化できない内容など、政府に答申しても無駄なのである。国がすべきことを明確化してあげないと、国の方も飲めない。結果、本当に必要な当時の「教育の問題点は何がどう問題なのか」具体的な記述はないし、それを改善する具体案も記述されることがない。しかしながら、これはあくまで一つの推論にすぎない。当時の同和問題の中でも最も大きな問題の一つで、たくさんの議論が交わされたはずのものが結局このようなものに終わった過程が後世の者にも分かるようなプロセス資料がない。ない上にこのことが基本問題点としてこれまで多くの批判にさらされることなく、研究対象として顧みられていないことも非常に大きな問題なのである。

7. 答申の行方

「答申」および「答申」資料、部会報告は、このように多くの問題を含んでいる。この他にも、環境や産業、婚姻状況についてなど、さまざまな報告や資料、議論がある。しかしそのいずれも、多くの問題を含んでいる。そのような「答申」が描く部落問題の解決の道筋は、どう展開されているのだろうか。それは、磯村が書いたとされる前文に現わされている。磯村が書いた前文には、日本国憲法の前文のレト

リックが使われている。たとえば、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題に関する」の部分は、日本国憲法第14条「社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において」からの援用であり、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」の部分は、憲法前文「これは人類普遍の原理であり」からの援用であると思われる。「答申」前文には、さらに「(同和問題は)日本国憲法において保障された基本的人権に関わる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり」「国民的課題である」「…との認識に立って対策の探求に努力した」と書かれている。ここから、たんにレトリックの類似というだけではなく、審議会の思想の基盤には憲法があつたことが見て取れる。憲法を前面に出すこと、「国の責務」についての法的根拠も確保できて、一石二鳥となる。しかしそれこそ、危険な陥穰に満ちた「両刃の剣」ともなっている。憲法とは、秩序を維持するための暴力装置としての国家が暴走して、国家を作り上げた国民に過剰な暴力が及ばないようにと、締結された取り決めである。換言すれば、憲法とは、国が行使できる暴力の範囲を定めたものである。憲法に記された条文や文言を根拠に国の「責務」を明確化し、それを国に負わせることは、理に適ってはいる。しかし同時に、それは「同和」の名のもとに、被差別部落民の国家への融和を引き受けることも意味する。国は、憲法と「答申」に従って、同和問題に取り組んでいく。しかしそれは、その代償として、部落民も、憲法と「答申」に従って、「同和」＝「融和」され、国に統合されることを受け引き受けることもある。「答申」は、その合意と契約の文書としても見ることができる。とすれば、「答申」が在日韓国・朝鮮人問題を欠落させたことが、いっそう理解される。ここでも、民族問題は埒外とされている。

「国の責務」論の陥穰は、他にもある。「答申」は、「責務」という意味での「責任」を謳っているが、国が差別を生んだ「加害責任」については言及していない。加害者としての国は、当然、問題の解決を図るべきである。しかし、そのおゆな文言は、「答申」のどこにも見当たらない。「国の責務」とは、憲法のもと差別されず、健康で文化的な最低限度の生活をする権利を有する(はずの)日本国民のなかに、そのことが保障されていない人を包摂しなければならない、という意味でしかない。

「答申」は、国が責任をはじめて認めた文書として評価は高くとも、「責任」の中身については、もっと詰められるべき問題であった。この点は、磯村も、「“国の責任”をもっと明確にすることである。『同対法』は国の責任といながら」「『国民的課題』とすりかえている」(磯村, 1982: 77-78)と語り、「責任」の詰めの甘さを指摘し、「責任」のすりかえに警鐘を鳴らしている。

すりかえられた「責任」に基づいて行なわれた環境改善事業は、ここで検討した「答申」像からすれば、環境の見た目の違いをなくして、統合を図るという融和のプロセス以外のなにものでもない。当時、高度成長期にあった日本において、一般地区的インフラが整備され、住環境が改善されていった。他方で、取り残された被差別部落が、職業差別という包囲を破って自力で経済をつけ、環境改善を達成することはできなかった。同和対策事業は、まさにそれを解消することに大きな比重が置かれた。インフラ整備は、地区住民にとっても大きな願いであった。そのため、

両者の思惑が一致し、さらに国の施策＝事業化という論理にも合致し、事業は順調に進んでいくこととなる。しかし、これが進んでいくことは、当然に「国家への包摶」に同意し、自らが近代の罠に嵌っていくことにもなる。

被差別部落民から近代的市民へと姿形や住環境をかえていく一方、システムへの包摶を受容する。こうして、マックス・ウェーバーのいうところの「鉄の檻」へ収監されていく。そして部落の人々は、その多くが、闘うことから離れていった。このような「合理化」の中で、「答申」の意味も変容し、別の「歴史」を生んでいく。では、私たちのこの現代に、「答申」がもたらしているものはなんだろうか。私たちは、今も、これからも「答申」問題を引きずっていく。

8. むすび

1972年、フランスのある小村で、討論会が開かれた。テーマは、「ニーチェは今日？」である。いわゆる5月革命から4年後のことである。そこで、現在の政治体制や諸制度に対する有効な《対抗=運動》として、従来どおりの《政治的活動》では不充分であって、体制や制度の《調子を狂わせる》ような「闘争と戦略の新しい行動」の再創造が必要であるとされた。(デリダ他, 2002: 訳書11)

体制や制度の調子を狂わせるような戦略とはなにか。私たちは、今、このような戦略が構築できる状態にあるのだろうか。「答申」は、運動に大きな貢献を果たしてきた。それはよく分かる。

「『答申』が出てからは、ことに行政闘争は楽になった。相手が問題から逃げようとしたら、『答申』ちゃんと読んだんか。『答申』読め！といえば、そこで相手はしゅんとなる。国が責任を認めているのだから、行政はなにも言えん」(解放運動の活動家)

金科玉条。魔法の呪文を得た運動者達は、いつしか権力と立ち向かう「戦略の構築力」を奪われたのではないだろうか。「答申」の功罪論は、本稿の意図するところではない。本稿は、「答申」に大きな問題があることを見てきた。最初に述べた通り、本稿は、研究の端緒となる覚書にすぎない。「答申」は、まだまだ分析の積み重ねを行なわなければならないテキストである。筆者の研究は、まだ端緒の段階にある。しかし、研究が進むうちに「部落」も「差別」も「解放」も、すべて意味が変わっていくのではないか。そのような予感もしている。

「答申」にいう「部落」や「差別」は、「答申」の産物であり、理念であって、現実とは大きな隔たりをもち、そのまで現実の判断尺度になるものではない。そのことは、本稿でも明らかにできたと思う。今後の研究において、「答申」の核心部分をさらに追求し、理論ツールで分析を施し、権力や制度の調子を狂わせるような戦略の構築に資することができればと思っている。そしてその戦略が、「鉄の檻」から自ら這い出て、差別をはね返す「自立した人」を生み出すようなものであれば、この研究も反差別の闘いのささやかな糧となるのではないだろうか。

【注】

- 1)たとえば(大賀1982:4)など。
- 2)それは、『同和対策審議会答申』、山本政夫『部落問題と同和教育』、「部落解放ひろしま」76号(2005.5)の3冊である。
- 3)それは、『戦後部落問題論集 第三巻』、『部落解放全国行進』、大賀『「同対審」答申の意義と今日』の3冊である。
- 4)友永健三2005.4、「同対審答申」四〇年と部落差別の撤廃』『部落解放研究』163.
- 5)「される」としているのは、これを裏づける別の資料が入手できていないためである。
- 6)たとえば『部落問題 資料と解説』第三版 224-227、『部落史をどう教えるか』第二版114-127.など。

【参考文献】

- 同和対策審議会、1965、『同和対策審議会答申』(附属書類全文).
- 総理府編、1973、『同和対策の現況』大蔵省印刷局.
- 磯村英一、1982、『同和問題と同和対策』解放出版社.
- 稻垣有一他、1996、『部落史をどう教えるか』解放出版社
- 大賀正行、1998、『「同対審」答申の意義と今日』部落解放研究所.
- 北原泰作、榎利夫、1975『部落解放への道—国民的融合の理論—』新日本出版社.
- 小島寛之、2004、『確率的発想法』NHKブックス.
- 小室直樹、2003、『論理の方法』東洋経済.
- 友永健三、2005.4 「『同対審答申』四〇年と部落差別の撤廃』『部落解放研究』163, 2-17.
- 師岡佑行、1982『戦後部落解放論争史』柘植書房.
- 山本政夫、1970『部落問題と同和教育』全国福祉協議会.
- ホップス、1989、『リヴィアイアサン』本田洋 訳 岩波文庫.
- ジャック・デリダ他、2002、『ニーチェは、今日?』林好雄他訳 ちくま学芸文庫.
- マックス・ウェーバー、1994、『職業としての政治』脇圭平訳 岩波文庫
- マックス・ウェーバー、2004、『社会科学の根本概念』清水幾太郎訳 岩波文庫.
- マックス・ウェーバー、1989、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳 岩波文庫.

(ふじた・なりとし 社会理論・動態研究所)